

神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例により

# 神奈川県では、自転車損害賠償責任保険等の加入が義務化されたのをご存知ですか?



自転車事故の高額賠償事例

©神奈川県 かながわキンタロウ#30

判決認容額※ 約9,521万円 (2013年7月神戸地方裁判所)

自転車の安全で適正な利用と自転車事故の被害者を 速やかに救済し、加害者の経済的負担を軽減するため、 神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を 2019年4月から施行しています。

※判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です (金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

【出展】一般社団法人 日本損害保険協会「ファクトブック2021」



## 神奈川県自転車の安全で適正な利用の 促進に関する条例にも対応します!

ニッセイ個人賠償プラン『まるごとマモル』に被保険者本人としてご加入いただける方は、始期日時点における年令が満89才までの方となります。

# ニッセイ個人賠償プラン『まるごとマモル』のポイント

∼個人賠償責低の補償を重視したプランです~



# 個人賠償責任の保険金額は

無制限で補償 (示談交渉付)\*1します!

\*1 日本国外での事故に対しては、支払限度額3億円となります。なお、日本国外で発生した事故の場合等、 示談交渉ができないことがありますのでご了承ください。また、話合いでの解決が困難な場合等、 引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。



# 個人賠償責任は、 同居のご家族、2 別居の未婚のお子さまに加え、 別居の父母\*3の賠償事故も補償します!

- \*2 6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
- \*3 被保険者本人およびその配偶者の別居の父母の方も対象となります。



# 各自治体の

自転車保険加入条例にも対応しています!

各自治体が加入を促進している「自転車事故の賠償に備える保険」には、自転車保険だけではなく、 ニッセイ個人賠償プラン『まるごとマモル』も含まれます!

年間保険料 1,990円!

(基本プランの場合)

基本プランの場合、 家族全員で ひと月あたり約166円

## 基本プラン以外にもお客さまのご要望に合わせたプランがございます!

### 複数のご契約があるお客さまへ

補償内容が同様の保険契約(ニッセイ個人賠償ブラン『まるごとマモル』以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがありま す。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場 合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※1 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットされている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により 被保険者が補償の対象外となったとき等は、<mark>特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください</mark>。

※2 特に個人賠償責任危険補償特約(被保険者拡張型)の保険金額は無制限で設定していますので、他に同種の補償がないことをご確認ください。

- ニッセイ個人賠償プラン『まるごとマモル』は傷害補償特約または傷害補償(疾病起因・心神喪失起因傷害補償型)特約をセットしたパーソナル生活補償保険のペットネームです。
- このチラシは概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず該当の「豆知識」および「重要事項のご説明」をあわせてご覧ください。

もしくは、取扱代理店またはあいおいニッセイ同和損保までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店またはあいおいニッセイ同和損保にお問合せください。

また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、必要に応じてあいおいニッセイ同和損保ホームページでご参照ください。



[取扱代理店]

#### 日本生命保険相互会社

本 店:〒541-8501 大阪市中央区今橋3-5-12 東京本部:〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6

命保険のお手続きやお問合せにつきましては 0120-201-021 (ニッセイコールセンター)

ホームページ https://www.nissay.co.jp

[引受保険会社]

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

のご契約に関する照会につきましては 0120-95-0055(カスタマーセンター)

https://www.aioinissaydowa.co.jp/

損22-2977, GB22D010167,地域振興支援室(2022年6月承認)